食品安全監視センター通信「ぷちリス」vol.141（令和２年３月２６日号）

「ぷちリス」では、食品衛生に関する情報、滋賀県食品安全監視センターからの御案内等、様々な情報を発信しています。

*** ＩＮＤＥＸ ***

○ 食品等事業者によるマスクの着用および手指の消毒について

****

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○ 食品等事業者によるマスクの着用および手指の消毒について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴ってマスクおよび消毒用アルコールが不足している状況であることを踏まえて、食品等事業者によるマスクの着用および手指の消毒について、厚生労働省から下記の事項が示されています。

食品等事業者の皆様におかれましては、下記についてご確認いただき、適切な実施に努めていただきますようお願いいたします。

１ マスクについて

（１）マスクの着用については、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品の製造・加工施設において未包装の調理済食品を取り扱う等食品衛生上のリスクの高い作業に従事する者がマスクを着用していれば差し支えなく、全ての従業員に対してその着用を求めるものではありません。

このため、マスクが不足している場合は、食品衛生上のリスクの高い作業に従事する者に優先的にマスクの着用を求め、必要な衛生管理を確保してください。

（２）食品等事業者が着用するマスクは、くしゃみまたは咳の飛沫を防ぐ等食品衛生上の危害の発生を防止することに資するものであれば、紙マスク等の使い捨てのマスクである必要はなく、布マスク等くしゃみまたは咳の飛沫を防ぐ目的を達成できる機能を有するものを代替して差し支えありません。

２ アルコールについて

（１）手指の消毒が必要なときは、用便後、生鮮の原材料や加熱前の原材料を取り扱う作業を終えた後等食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な場合としてください。また、必要に応じて使い捨て手袋を着用するなどにより、衛生管理を確保してください。

（２）施設設備及び機械器具の消毒においても、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）、熱湯蒸気等により消毒を行うことが可能です。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

◆――――――－－－　－　　－　－－－－――――――――◆

食品安全監視センターの所在地・連絡先
〒５２０－０８３４
滋賀県大津市御殿浜１３番４５号（衛生科学センター内）
ＴＥＬ　：　０７７－５３１－０２４８
ＦＡＸ　：　０７７－５３７－８６３３
Email　：　shokuhin@pref.shiga.lg.jp
（「Microsoft Word」、「Microsoft　Excel」の添付ファイルを
送信いただく際はファイルの種類（拡張子）を「Word 文書（*.docx)」、
「Excel ブック（*.xlsx)」として送信をお願いします。）
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/304250.html
≪交通案内≫
ＪＲ石山駅北口下車　徒歩１０分
京阪電車石山坂本線粟津駅下車　徒歩５分

☆食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、滋賀県ホームページの
食の安全情報にアクセスしてください。
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/

☆「ぷちリス」バックナンバーは食品安全監視センターＨＰに掲載しています。
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/300257.html

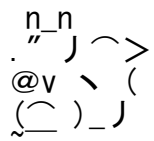

食品安全監視センター通信

ぷ　ち　リ　ス

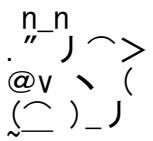

◆――――――－－－　－　　－　－－－－――――――――◆